平成２９年（フ）第１６号
滋賀県近江八幡市白鳥町54番地１（307号）
債務者　都出　文子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２３号
滋賀県近江八幡市安土町西老蘇795番地５（106号）、前住所滋賀県東近江市沖野３丁目８番９号沖野コーポ106
債務者　栄森シルビオこと　ＳＩＬＶＩＯ　ＥＭＯＲＩ
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２４号
滋賀県東近江市八日市清水２丁目１番８号　Ｇｒｅｅｎ　Ｃｏｕｒｔ　209号室
債務者　富田　淳志
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７号
兵庫県加古川市野口町古大内123番地　エコハウス華園103号
債務者　松本香恵子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７６号
兵庫県姫路市西今宿８丁目11番３号
債務者　白井　崇夫
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８３号
兵庫県姫路市飾磨区加茂285番地１アリエンデ加茂102号
債務者　永島　　一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９１号
兵庫県加古郡稲美町中村1159番地の１
債務者　明石　光幸
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９６号
兵庫県加古川市志方町志方町563番地の１
債務者　永井　成人（旧姓成川・佐藤・澤田）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７０７号
広島市安佐北区狩留家町1231番地５
債務者　松田　葉子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３号
広島市安佐北区三入南２丁目６番２－102号　ソレアード三入Ａ棟
債務者　鶴之園　茂
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５９号
広島市佐伯区観音台４丁目８番９号
債務者　井上美惠子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１号
広島県安芸郡海田町南本町６番19―204号
債務者　木田　雅之
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７号
広島市佐伯区八幡東３丁目25番19―３号
債務者　山口キクエ
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７９号
北海道旭川市神居２条18丁目１番５号　ドエル神居105
債務者　西口　勝哉（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛407番地の14　チェリータウン　Ｃ－５
債務者　星野　征也
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
北海道旭川市東旭川町下兵村251番地の13　宿泊型自立訓練事業所なかま内
債務者　遠山　勇人
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
北海道旭川市９条通10丁目2191番地　あかねマンション206号室
債務者　白河　靖浩
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部